

[5] 次の文を読み、下の(1)～(7)の問いに答えなさい。

国や地方公共団体が行う経済活動を財政といい、国家財政と①地方財政に分けられ、多様な役割を果たしている。その第1は、社会生活には必要であるが、市場メカニズムでは供給が難しい道路・空港などや警察・消防などを供給する(a)機能である。第2は、(b)制度や社会保障支出によって所得格差の是正を行う所得の再分配機能である。第3は、②景気の調節機能である。財政活動は、予算に基づいて行われ、もつとも基本的な予算である一般会計、特定の事業を行う特別会計、政府関係機関予算に分けられる。また、これらの予算とは別に、規模の大きさから③第二の予算ともよばれる政府の経済活動がある。

財政を支える主な財源は④租税であり、租税の徴収にあたっては、納税者の納得を得られる必要から⑤公平の原則が大切になる。また、税収不足の際、国や地方公共団体は公債を発行して財源を調達する場合がある。バブル経済崩壊後の景気の低迷や高齢社会の到来による財政支出の増大により、⑥特例国債(赤字国債)の大規模発行が続いている。そのため、国債依存度が高くなり、この償還のために他の施策にあてられるべき支出が圧迫されるという財政の(c)が生じている。

- (1) 文中の(a)～(c)に当てはまる語句を書け。
- (2) 文中の下線部分①について、小泉内閣が行った、地方政府が財政面でも自立した運営が行えるように、国からの補助金の整理、廃止、地方交付税を見直すとともに、国税から地方税への税源の移譲を行う改革を何とというか、書け。
- (3) 文中の下線部分②について、次のア、イの問いに答えよ。
 ア 好況の時には税収が増加して企業の設備投資や個人消費を抑え、不況の時には税収が減少する一方で、社会保障関係費の支出を増加させて景気を安定させている財政の働きを何とというか、書け。
 イ 不況が深刻化したときに行うフィスカル＝ポリシー(伸縮的財政政策)について、簡潔に説明せよ。
- (4) 文中の下線部分③について、これは、公共性の高い事業に使われ、産業基盤の整備などを促すものである。これを何とというか、漢字5文字で書け。
- (5) 文中の下線部分④について、1949(昭和24)年～1950(昭和25)年に戦後の日本の税制を直接税中心に改めるきっかけとなった勅告を何とというか、書け。
- (6) 文中の下線部分⑤について、水平的公平について内容を簡潔に書け。
- (7) 文中の下線部分⑥について、赤字国債の発行は財政法によって禁止されているが、実際には発行されている。これができるのはなぜか。その理由を簡潔に説明せよ。

[6] 次の文を読み、下の(1)～(8)の問いに答えなさい。

国は、裁判を通して国民の権利や自由を保障し、法秩序を維持している。日本国憲法は、第76条1項で「すべて司法権は、(a)及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と司法権を規定している。また、2項で「①特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」と特別裁判所の禁止を、3項で「②すべて裁判官は、その(b)に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と裁判官の独立をそれぞれ規定している。裁判には民事裁判と刑事裁判がある。③民事裁判は個人や団体の財産上の争いや身分上の権利・義務についての争いであり、訴訟を起こした原告とその相手である被告で争う裁判である。刑事裁判は、④犯罪行為があった場合、検察官が原告となって被疑者を裁判所に起訴し、裁判官が判決を下す裁判である。起訴の権限は、検察に限定されているため、検察の不起訴処分不服な場合は、国民は(c)に申し立てができ、その機関では検察官の不起訴処分の適否を審査する。

一方、刑事被告人には日本国憲法第37条3項で、弁護人を依頼する権利が保障されており、経済的理由などで依頼ができない時には、⑤国が弁護人をつける制度がある。さらに国民の権利保障を慎重に行うために、裁判は、三審制がとられ、⑥再審請求制度もある。裁判が国民に開かれたものであるために司法制度の改革が検討され、2004(平成16)年には裁判に国民が参加する⑦裁判員法が制定された。

- (1) 文中の(a)～(c)に当てはまる語句を書け。
- (2) 文中の下線部分①について、大日本帝国憲法の下では認められていたものを2つ書け。
- (3) 文中の下線部分②に関して、明治時代に起きた大津事件で政府の圧力に抗し、司法権の独立を守った当時の大審院長(現在の最高裁判所長官にあたる役職)は誰か、書け。
- (4) 文中の下線部分③で政府や地方公共団体の決定に対して不服がある場合に起こす裁判を何とというか、書け。
- (5) 文中の下線部分④及びこれに対する刑罰はすべて法律によって規定されている。また、法律にはない行為は罪にならない。このような考え方を何とというか、書け。
- (6) 文中の下線部分⑤で、国がつける弁護人を何とというか、書け。
- (7) 文中の下線部分⑥が行行使できるのは、どのような理由があるときか、簡潔に説明せよ。また、死刑囚として再審が認められ、初めて無罪判決が出た事件は何か。下から選んで記号を書け。
 ア 朝日訴訟 イ 長沼ナイキ事件 ウ 免田事件 エ 滝川事件
- (8) 文中の下線部分⑦で実施される裁判員制度は参審制の1つである。参審制と陪審制との違いを簡潔に説明せよ。